思いやりと生きがいが感じられるまちづくり

町では、今年度から3年間の第4期当別町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画を策定し、健やかで生きがいのある生活を維 持し、介護が必要になっても安心して暮らすことができるまち づくりを目指します。



基本目標と施策の方向

😑 いきいきと暮らすまちづくり

助

- ①自らの知識と経験を活かした積極的な社会 参加の促進
- ②足腰の筋力アップや趣味の継続など、介護 予防の推進

共共

共に支えあうまちづくり

助

- ①身近な交流の場を積極的に活用
- ②地域で見守り、支えあえる体制の充実
- ③日常を支えるボランティア活動の調整
- ④認知症の理解を深め、家族・介護者の支援 の充実

公

|安心して暮らせるまちづくり

助

- ①地域包括支援センターが身近な窓口とな
- り、地域の様々な相談に対応
- ②健康福祉出前講座を継続し、教育・研修機 会の充実
- ③住民の目線に立った分りやすい情報の提供
- ④介護保険サービス提供の基盤整備
- ⑤地域ケア会議を中心とした関係者との連携 の強化

65歳以上の方の保険料について

今年4月から介護報酬が引き上げられましたが、その影響による保険料の急激な上昇を抑えるため、国の特別対策による軽減措置が実施され、今年度から平成23年度までの介護保険料は、第3期計画から据え置きとなり、基準額3,900円となります。



また、平成21年度から低い保険料が適用されるよう保険料所得段階を6段階から7段階に見直しをしました。

計画書の本編は、町ホームページからご覧になることができます。

http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/fukushi/

▼問合せ

福祉課介護サービス係 (☎ 23 - 3029)

保険料 段階	対象者	年額保険料 (月額)
第1	生活保護を受給している人および世帯全員が 住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	23,400 円 (1,950 円)
第2	住民税非課税で、前年の合計所得額+課税 年金収入額が80万円以下の人	23,400 円 (1,950 円)
第3	世帯全員が町民税非課税で第2段階以外の 方	35,100 円 (2,925 円)
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人は住民税非課税で、前年の合計所得額+課 税年金収入額が80万円以下の人	42,588 円 (3,549 円)
	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人が住民税非課税の人	46,800 円 (3,900 円)
第5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	54,288 円 (4,524 円)
第6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	58,500 円 (4,875 円)
第7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	70,200 円 (5,850 円)



〇 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

⋈► Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp



ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

雪が融けたら、いよいよ屋外 スポーツのシーズンです

■5月からオープンする施設

- · 若葉球場 · 阿蘇公園少年野球場
- フラワーパークゴルフ場
- ・白樺テニスコート
- ・栄公園テニスコート
- ・あいあい公園少年野球場
- ・あいあい公園パークゴルフ場
- ・遊遊公園テニスコート
- ・河川敷ゲートボール場
- · 游游公園多目的芝生広場 ※オープン日変更の場合がありま すので、ご了承願 います。

▼料金 無料

▼申込み・詳細

各施設の大会・団体利用には、 事前申し込みが必要となります。

各施設の窓口に備え付けの申請 書に必要事項を記入のうえ、利用 予定日の1週間前までにそれぞれ の窓口に提出してください。

なお、各テニスコート・パーク ゴルフ場の個人利用は事前申請の 必要はありませんが、入口の鍵が 必要な施設では、使用前に各窓口 まで鍵を取りにきてください。

- ◇あいあい公園・遊遊公園内施設 西当別コミュニティーセンター (26 - 3300)
- ◇河川敷ゲートボール場 遊遊公園多目的芝生広場 建設課維持管理係 (23 - 3197)

◇その他の施設 総合体育館 (22 - 3833)

■当別小学校水泳プールオープン

▼期間

6月9日(火)~9月9日(水)

▼時間

10 時~ 12 時・13 時~ 20 時 ※小学生は17時まで、中学生 は18時までの利用となります。

▼休館日

毎週月曜日、8月15日・16日

■ラジオ体操で1日をスタートし ませんか?

▼会場 阿蘇公園

▼日時

5月1(金)から10月31日(土) 午前6時30分から

オーープーン

伊達記念館・伊達邸別館が 開館します

冬期間休館していた伊達記念館・ 伊達邸別館が開館します。

伊達記念館には、岩出山伊達家 主従ゆかりの品々を展示していま す。

▼開館期間

5月1日~10月31日

▼開館時間

10 時~ 16 時 30 分

- ▼観覧料 無料
- ▼休館日 毎週月曜日

(月曜日が祝日の場合は翌日)

▼問合せ

伊達記念館 (22 - 3735)

町教委社会教育課

(白樺コミセン内・☎ 23 - 2511)

白樺コミュニティーセンター の使用を一時中止します

白樺コミュニティーセンター廊 下・多目的ホール床等改修工事の ため、施設全館を下記期間使用中 止させていただきます。

▼使用中止期間

6月1日(月)~8月10日(月)

▼問合せ

社会教育課社会教育係 (白樺コミセン内・☎23-2511)



参加者を募集します 地域農業体験学習田植え体験

田植え体験、農産物直販、運河 ボート下りを企画しています。

- ▼日時 5月30日(土)10時~
- ▼参加料 無料
- ▼場所 篠津運河沿い川南揚水機 場周辺(東裏34線南3号) JR 当別駅から会場までは無料 送迎車運行(8時30分~9時 30分の間に2便)
- ▼募集人員 300 名 (子供一人でも参加可。未就学 児童は保護者同伴)
- ▼申込方法 電話、FAX にて申 し込みください
- **▼申込締切** 5月15日(金)
- ▼問合せ・申込み

水土里ネット篠津中央総務係 (23 - 2359)FAX23 - 2584



住民基本台帳カード(住基カード) を利用しませんか

①身分証明書として利用できます

写真付きの住基カードは、運転免許証などと同様に 公的な身分証明書として利用できます。

住民票や戸籍謄本等の請求、婚姻等の戸籍の届出、住所の異動をするときの本人確認、金融機関での講座開設、携帯電話の新規購入する場合などに利用できるほか、全国の市区町村窓口でも、本人や世帯の「住民票の写し」の交付を受けることができます。

②電子申請を行うことができます

電子証明書(公的個人認証サービス)を利用して、自宅や職場からインターネットを通じて国や地方の行政機関へ手続き(電子申請)を行うことができます。

なお、電子証明書の取得時に手数料として 500 円、電子申請には住基カードの情報を読み取るための I C カードリーダライタをご自身で購入していただく必要があります。

平成21年4月20日より、共通のロゴマーク、QRコードが印刷され、本人確認が強化された新しいものに変わりました。(今までの住基カードも引き続き使用可)

▼住基カード申請に必要なもの

- ・証明用として撮影された顔写真1枚 縦4.5cm横3.5cm程度(電子申請用として利用される場合は、写真なしでも申請できます)。
- 印鑑
- ・免許証、健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる書類
- ・手数料 500 円 以上のものを持参し、申請者本人が下記窓口へお越 しください。代理人の場合は委任状が必要です。 申請からおよそ 2 週間でカードを交付します。

▼詳細・問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

詳細情報は、下記ホームページをご覧ください。 住基カード http://juki-card.com/index.html 電子証明書 http://www.jpki.go.jp/index.html

○ 年金 ○

読んで得する年金・国保のお話



【失業による特例の免除制度があります】

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定以下のとき、申請により保険料が免除されます。 失業した場合、「雇用保険離職票」を添付することで、その方の前年の所得がゼロとみなされ、審査の対象外になりますので、免除がより受けやすくなります。

【保険料収納の民間委託について】

札幌北社会保険事務所では、国民年金保険料の未納の方への収納業務を㈱オリエントコーポレーションに 委託しました。これにより、納付に関することを電話 にて問い合わせをすることがあります。

■役場窓口年金相談日

5月11日(月)・25日(月) 住民課戸籍年金係へお気軽にお越しください。

■**年金保険相談所**(札幌北社会保険事務所) 5月20日(水) 10時~15時 場所 商工会館

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

Q 会社をリストラされ、保険証がありません。 次の就職先が見つかるまでこのままでいいで すか?

A 日本では、国民全てが何らかの医療保険に加入することになっています。職場の健康保険を脱退した日(退職日の認明)から、医療を受ける権利と保険料(税)を納める義務が生じています。



再就職先が未定であれば、あなたの意思にかかわらず、脱退した健康保険の任意継続または、当別町の国 民健康保険に加入しなければなりません。

加入する場合は、職場の健康保険の脱退証明書を 持って役場の国保窓口に届け出てください。

また、脱退した健康保険の任意継続の手続き等は、加入していた健康保険に確認してください。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)